

平成 25 年の有効求人倍率と過去との比較

季節調整値でみた有効求人倍率は、平成 21 年 8 月の 0.42 倍を底として上昇に転じ、昨年（平成 25 年）11 月に 1.01 倍となり、1 倍を超えた。このレポートでは、過去の経済拡張過程において有効求人倍率が 1 倍を超えた局面と今回の動きを比較し、その概要をまとめる。

1. 有効求人倍率が 1 倍を超えた年

～昭和 42 年、昭和 63 年、平成 17 年、平成 25 年～

有効求人倍率は景気の一致指数とみられており、過去においても、経済拡張期間が長かった局面で 1 倍を超えることがあった。昭和 38 年以来の季節調整系列でみると、今回と同様に 1 倍を超えたのは過去 3 回あったと考えられる（図 1）。

①昭和 40 年 12 月の 0.55 倍から改善し、昭和 42 年 7 月に 1.02 倍

②昭和 61 年 7 月の 0.60 倍から改善し、昭和 63 年 6 月に 1.01 倍

③平成 14 年 1 月の 0.50 倍から改善し、平成 17 年 12 月に 1.01 倍

（今回：平成 21 年 8 月の 0.42 倍から改善し、平成 25 年 11 月に 1.01 倍）

2. 相対的に低い平成 25 年の「常用」有効求人倍率

有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除した指標であるが、有効求人や有効求職者は、「常用」労働と「臨時・季節」労働に区分することができる。ただし、季節調整系列で提供されている有効求人倍率は「一般」として、この「常用」と「臨時・季節」を合算したものである。

季節調整値の有効求人倍率が 1 倍を超えた 4 つの年（昭和 42 年、昭和 63 年、平成 17 年、平成 25 年）について、暦年値を用い、「常用」、「臨時・季節」の区分に従って有効求人倍率を計算してみると、平成 25 年の常用有効求人倍率は 0.83 倍で、過去のもの比べて最も低い。また、この比較を、より正確に行うため、一般の有効求人倍率を 100 とした指数でも、平成 25 年の常用有効求人倍率の水準が低いことが分かる。さらに、常用のなかでも常用的フルタイムの有効求人倍率が低いことも分かる（表 1）。

なお、正社員の有効求人倍率は平成 17 年に 0.58 倍、平成 25 年に 0.55 倍である（表 2）。

3. 求職者の希望に応えた求人確保が課題

平成 25 年の有効求人数は 212 万人、有効求職者数は 229 万人である。このうち有効求人の内訳をみると、常用的フルタイムが 119 万人、常用的パートタイムが 68 万人、臨時・季節が 24 万人である。平成 25 年の臨時・季節 24 万人は、昭和 63 年、平成 17 年と比べ多い。一方、有効求職者の内訳をみると、臨時・季節で働くことを希望する者は長期的にみて減少している（図 2）。

有効求人倍率の上昇過程における求人増加の内訳をみると、平成 21 年から 25 年にかけては、臨時・季節と常用的パートタイムの増加が拡大しており、常用的フルタイムの求人増加はあまり力強くない（図 3）。なお、最近の新規求人の動向をみると、常用的パートタイムは主に「医療、福祉」と「卸売業、小売業」で、臨時・季節は「サービス業（他に分類されないもの）」で増加している（図 4）。

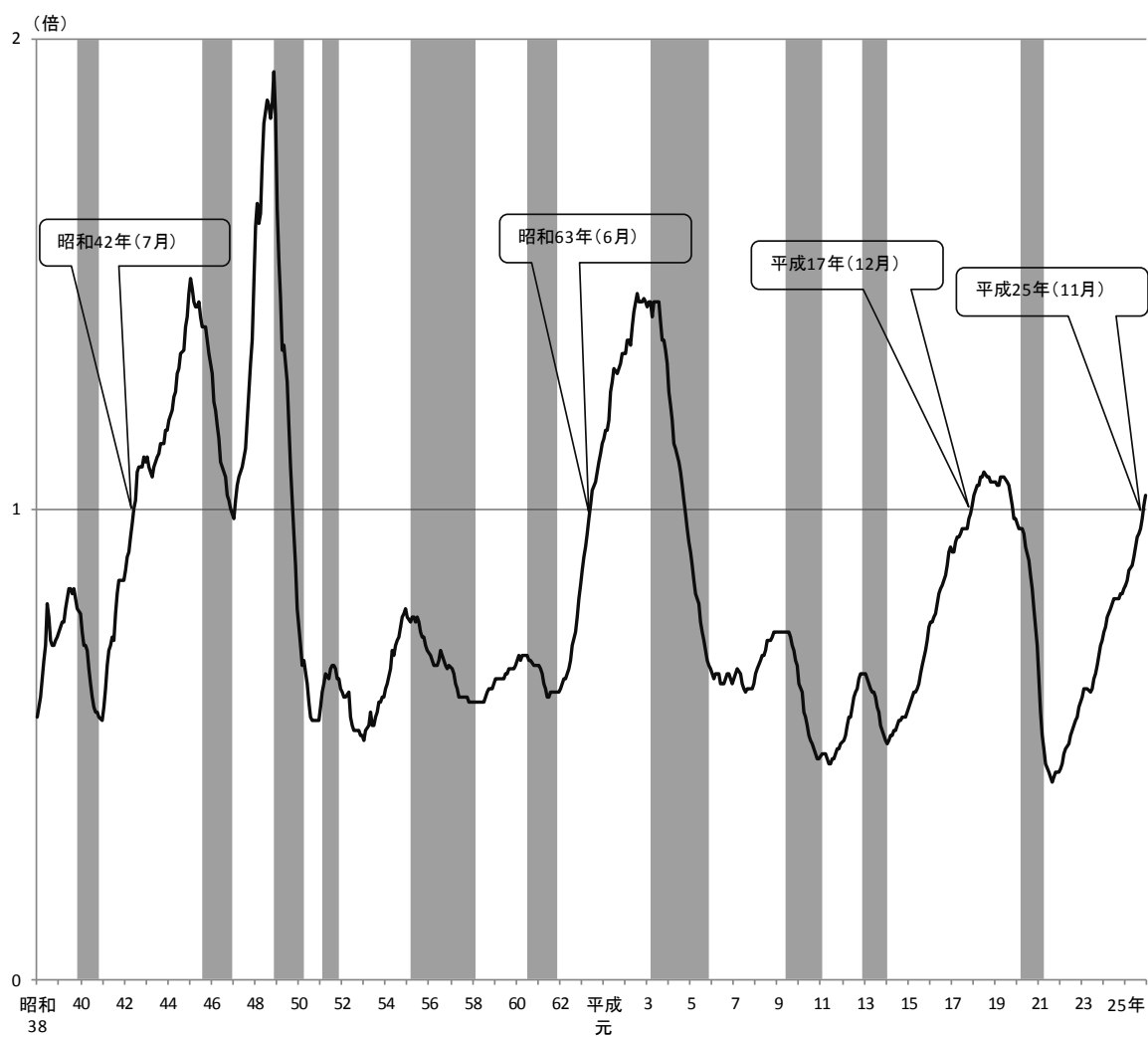
有効求人倍率は 1 倍を超えたが、求職者の希望に応えた職業紹介を実現していくためにも、正社員求人を中心に常用求人確保していくことが課題である。

問い合わせ先

職業安定局雇用政策課

石水喜夫 直通：03-3502-6770

図1 有効求人倍率の上昇局面で1倍を超えた年



資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) シャドーは景気後退期間を示す。

2) 有効求人倍率が1倍を下回る状況から継続的に上昇することによって、有効求人倍率が1倍を超えた月を含む年を「1倍を超えた年」とした(なお、昭和46年12月と昭和47年1月に有効求人倍率が1倍を若干下回ったが、四半期では、1倍を下回っていないことなどから、ここでは「1倍を超えた年」に含めていない)。

表 1 有効求人倍率の相互関係

(単位: 倍、指数)

		一般	常用		
			フルタイム	パートタイム	
倍率	昭和42年	1.00	1.06	-	-
	昭和63年	1.01	1.01	0.90	3.01
	平成17年	0.95	0.92	0.82	1.26
	平成25年	0.93	0.83	0.74	1.06
一般を100とした指数	昭和42年	100	106	-	-
	昭和63年	100	100	89	298
	平成17年	100	97	86	133
	平成25年	100	89	80	114

資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(参考 用語の解説)

- ①常用: 雇用契約において雇用期間を定めないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。
- ②臨時・季節: 臨時とは雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの。季節とは季節的な仕事に就労するか季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するもの(期間は4か月未満、4か月以上の別を問わない)。
- ③一般: 常用と臨時・季節を合わせたもの。
- ④パートタイム: 一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短いもの(パートタイムを除いた労働者がフルタイム)。常用のパートタイムを常用的パートタイムという。なお、職業安定業務統計では常用のフルタイムを「パートタイムを除く常用」と定義しているが、このレポートでは常用的フルタイムと表記する。

表2 正社員求人の推移

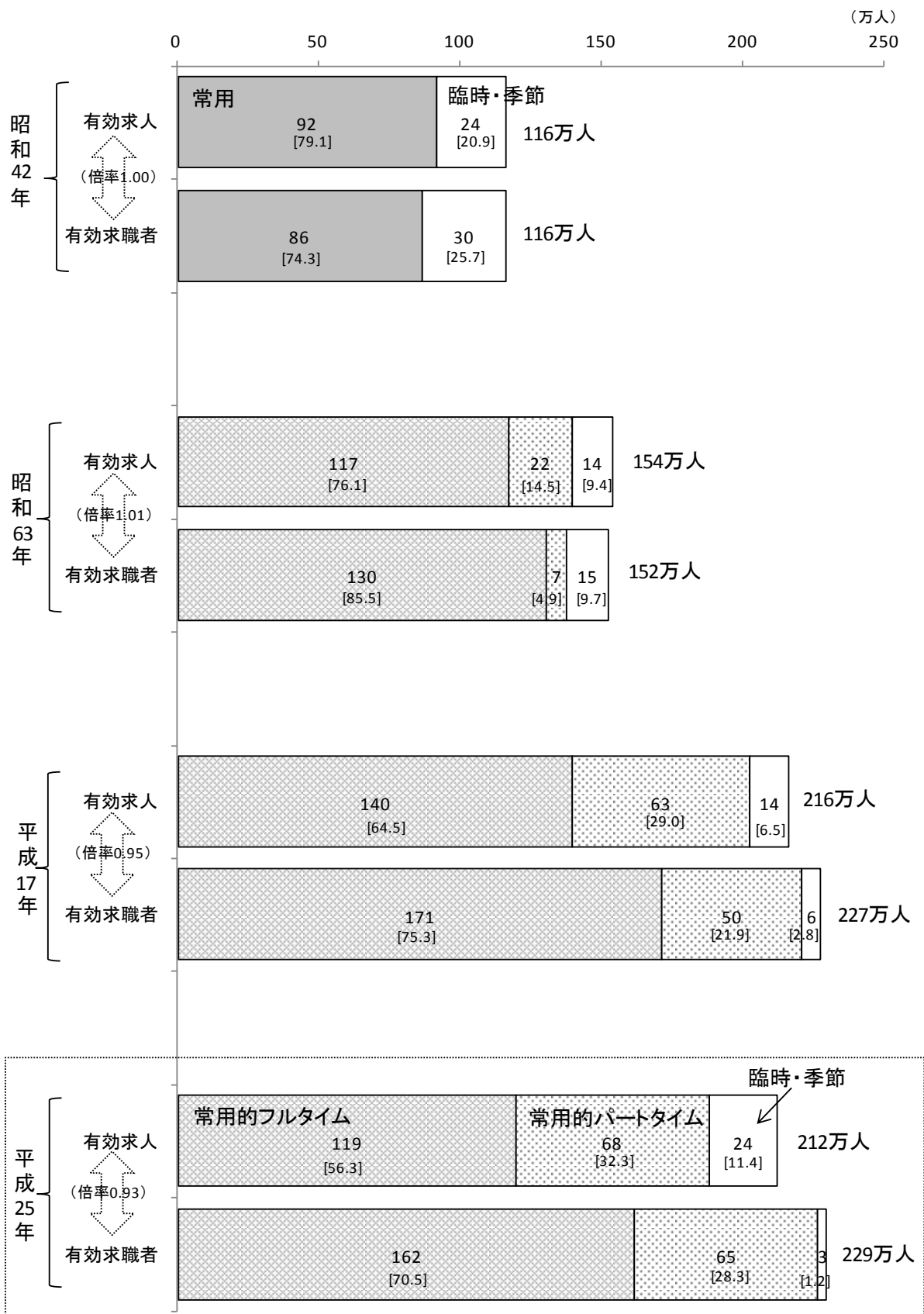
(単位:万人、%、倍)

	有効求人数(万人)		有効求人倍率(倍)	
		正社員の求人		正社員の求人倍率
平成17年	216.3	98.4 (45.5)	0.95	0.58
平成18年	229.5	101.2 (44.1)	1.06	0.63
平成19年	218.0	95.0 (43.6)	1.04	0.61
平成20年	183.2	84.2 (46.0)	0.88	0.54
平成21年	130.9	59.0 (45.0)	0.47	0.28
平成22年	140.4	61.1 (43.5)	0.52	0.30
平成23年	167.4	73.8 (44.1)	0.65	0.39
平成24年	193.9	83.6 (43.1)	0.80	0.48
平成25年	212.1	89.3 (42.1)	0.93	0.55

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 正社員の求人は常用的フルタイムの求人の内数であり、平成16年11月から集計を始めた。このため、平成16年以前の数値は把握できない。
- 2) 正社員の求人の右に付した()内は、有効求人数に占める正社員の求人の百分率である。
- 3) 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものであるが、正社員の有効求人倍率は正社員の求人数を常用的フルタイムの求職者数で除したものである。
- 4) 有効求人倍率(月次の季節調整値)が1倍を超えた年である平成17年と平成25年に黒枠の印を付した。

図2 有効求人と有効求職の内訳

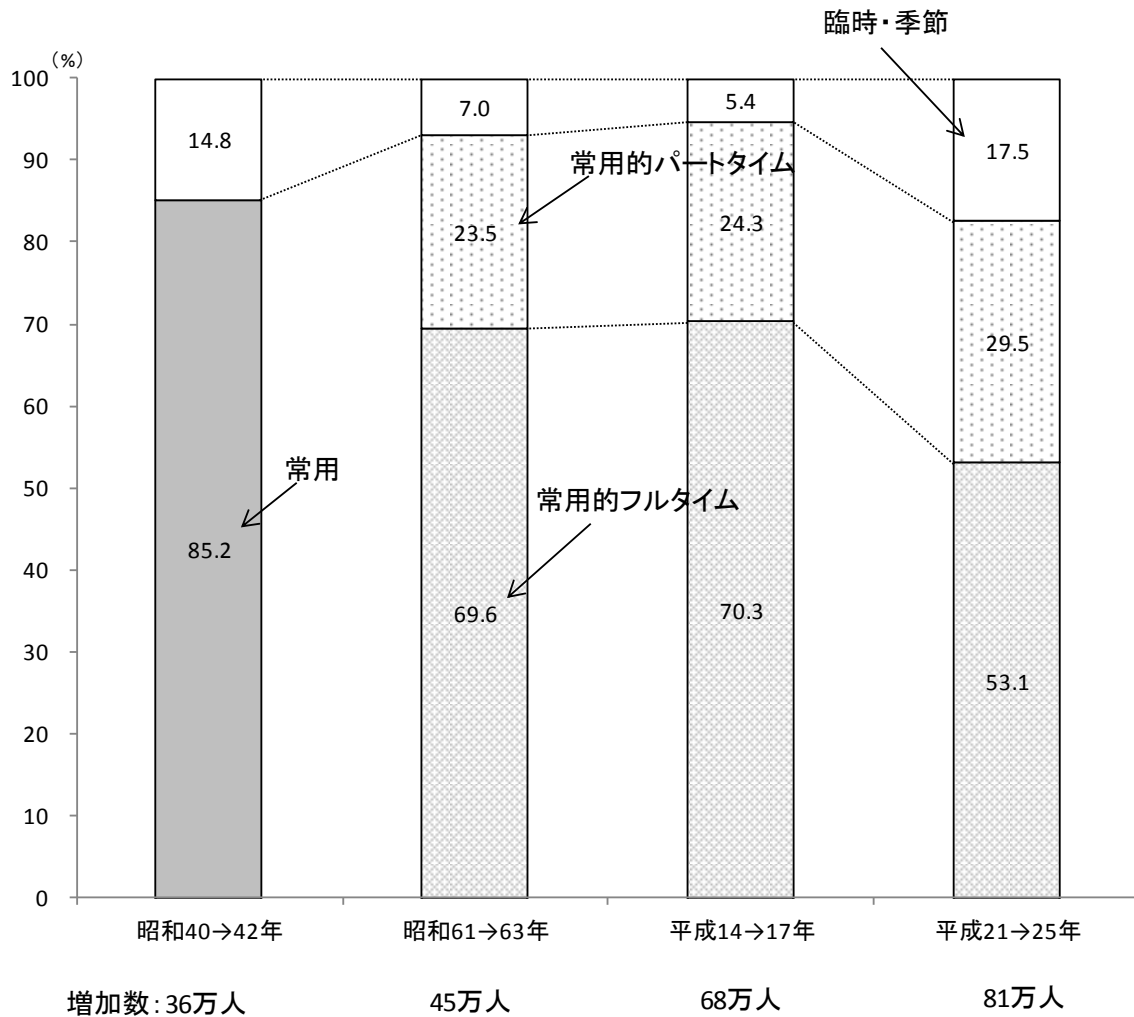


資料出所: 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 昭和42年の常用にはフルタイムとパートタイムの区別はない。

2) 実数の下に[]で付したのは総数(有効求人又は有効求職者)に対する構成比である。

図3 有効求人倍率上昇過程の求人増加の内訳



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1) 有効求人倍率の底の年から1倍を超える年までの間の有効求人の増加数をとった。
 2) 値は有効求人の増加数に対する各項目の構成比(寄与率)である。
 3) 昭和42年の常用にはフルタイムとパートタイムの区別はない。

図4 最近の新規求人の動向

